

静岡県告示第67号

静岡県建築基準条例第10条の2第1項に規定する知事が定める基準（平成29年静岡県告示第219号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月7日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>1 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>政令第46条第4項に規定する軸組を設置する場合は、同項に規定する各階の床面積に同項表2に掲げる数値を乗じて得た数値に、1.32を乗じなければならない。</u></p> <p>(3) <u>枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成13年国土交通省告示第1540号）第5第5号に規定する耐力壁を設置する場合は、同号に規定する各階の床面積に同号表1に掲げる数値を乗じて得た数値に、1.32を乗じなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の構造部分については、適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項第1号ロの規定に係る長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3の2。(2) <u>①又は②</u>の基準に適合する（同法第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に基づく認定を受けたもの又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関から適合することを証する書面の交付を受けたものに限る。）建築物の構</p>	<p>1 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件（昭和56年建設省告示第1100号）第3第1項第1号に規定する必要壁量の計算においては、算出された必要壁量に、1.2を乗じなければならない。</u></p> <p>(3) <u>枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成13年国土交通省告示第1540号）第5第4号イに規定する必要壁量の計算においては、算出された必要壁量に、1.2を乗じなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の構造部分については、適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項第1号ロの規定に係る長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3の2。(2) <u>①、②又は③</u>の基準に適合する（同法第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に基づく認定を受けたもの又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関から適合することを証する書面の交付を受けたものに限る。）建築物</p>

造部分	の構造部分
-----	-------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年国土交通省告示第447号附則第4条第2項又は令和6年国土交通省告示第964号附則第3条に規定する経過措置により、改正前の建築基準法施行令第46条第4項又は平成13年国土交通省告示第1540号の基準により設計された建築物については、なお従前の例による。